

月見山地区見学会報告 その1

1 当地区見学会の概要

日 時 平成16年1月18日

午前10時40分から11時30分まで説明会、その後現地巡回を実施

参加者 約20名

2 当地区の特徴

当地区は、戦災復興土地区画整理事業が未了の地区であって、地区内には、細街路が網の目のように張り巡らされた住宅密集地域であったもので、戦災復興土地区画整理事業について行政と地元市民との協議が難航していたところへ阪神淡路大震災が発生し、震災復興の都市計画事業決定の対象地区とならないまま、復旧、復興にあたらざるを得ない、いわゆる白地地区であった。

当地区は、震災で広域的に激甚被害を受けたが、震災後地元自治会が、阪神淡路まちづくり支援機構の専門家支援の要請を行ない、かつ途中近畿大学の安藤教授のチームも参加して、まちづくりプランと行政との協議を進めたが、最終的にプラン作りの実現にいたっていないケースである。

3 月見山地区の活動記録

平成 7年2月11日 西須磨まちづくり会議設立

10月 1日 西須磨まちづくり懇談会設立

平成 8年9月 4日 阪神・淡路まちづくり支援機構発足

平成 9年2月 6日 西須磨まちづくり懇談会事務局長佐藤三郎氏より支援の申込み受付。

3月 5日 第8回事務局委員会で申し込み受理を決定。

4月 2日 第9回事務局委員会で弁護士、土地家屋調査士、建築士の派遣を決定。各団体に連絡。

5月25日 佐藤三郎氏より南町2丁目地区支援の申込み。

6月 2日 野澤・木村・松尾氏より月見山本町1丁目地区支援の申込み。支援機構として両申込み事案を合併して取り組むことを決定。

7月19日 月見山自治会館にて住民と支援機構が初会合。住民は西須磨地区全域から参加。支援機構側は、唐津（土地家屋調査士）、迫水（建築士）、安崎（司法書士）、佐伯・北岡（弁護士）、清水（鑑定士）、橋本（税理士）、野崎（コンサル）が出席。

9月13日 月見山自治会館にて第2回会合。「国土調査法」「道路整備型グループ再建制度」を検討。

12月 1日 神戸市理財局にて行政・住民・支援機構の三者会談。国土調査法の適用は困難とされるまちづくりの観点があれば、安全市街地形成土地区画整理の手法が最適との見通しが出る。

平成10年1月24日 月見山自治会館にて第4回会合。神戸市都市計画局アーバンデザイン室より中山主幹他2名を招き、安全市街地形成土地区画整理事業について勉強会。

2月28日 月見山自治会館にて第5回会合。行政参加による2回目の勉強会。

3月30日 対象地区の組織設立のための準備組織を作る。

5月9日 月見山自治会館にて第6回会合、近畿大学安藤教授参加、その後同教授のチームも支援機構と共に対応することとなる。

6月11日 まちづくりセンターにて第7回会合。事業は見えたが、地元の意向はまだ十分に熟していない事を確認。

その後地元住民の意向調整を試みるも、実現しないままとなり、個別復興が一定限進化した。街路整備は中央幹線道路計画は進行するも地区内細街路の整備は進んでいない。

4 まちづくりプランと実現の困難性

当地区では、上記活動の中で、土地区画整理法の安全市街地形成土地区画整理事業が適用事業としてふさわしいものとしての方向が示されるにいたったが、激甚被災地区が広範囲であったことから、住民間合意の形成の困難さが見込まれた。そのため、試行的にとりあえず全体の中の一部区域である南町2丁目地区（140世帯）を対象に、より具体的に道路整備の事業化を行うプランの検討を進めたが、最終的に住民の合意が得られるまでにはいたらなかった。

他方では、幅員が1mにも満たないような細街路を含む道路事情、随所に小水路の混在する地区にあって、各土地所有者は順次独自に自ら復興可能な者はこれを進めるという状態で、将来道路幅員4mを確保できるように、道路中心線から2m後退して建築物等の新築をする住民と、現状のまま（道路中心線より後退のないまま）で改築等により対応するものが混在し、当地区のまちづくりは現在基本的な街路整備が実現し得ていない。

なお、月見山地区内に中央幹線道路の工事が進められている。

当地区は、典型的な白地地区において、客観的には復興実現のためには街路整備の必要性が極めて高い地区であるにもかかわらず、復興まちづくりプランへの住民合意が得られるにいたっていない地区のかかえる問題が、象徴的に顕在化している地区といえることができる。

自由見学会に参加した方々も、この地区のもつ教訓を重要なものと受け止められ、意義深い見学会となった。

報告者：兵庫県弁護士会 森川 憲二

月見山地区見学会報告 その2

月見山地域の「細街路」に対する感想

前日の現地見学会に引き続き、18日はオプションで月見山地区の自由参加見学会を催した。案内役は森川憲二弁護士と安崎義清司法書士に、税理士会からは北村、茅田、藤原、橋本が引率した。震災直後は壊れた家屋も多く「まちづくり」が活発に議論された地域である。戦後復興土地区画整理事業が未了であり、さらに中央幹線道路整備計画が進行中のため、震災後、阪神・淡路まちづくり支援機構が支援に入り、「まちづくり」方針の協議を数回行ったが、住民同士の意見の対立など多くの問題があり、「まちづくり」方針が纏らず支援機構としては頓挫した地域であった。

当日は、震災当時の里見自治会長と佐藤事務局長の熱心な活動記録の報告を受けた後、地域の見学会に移った。きれいに整備された川とビオトープ、公園内にある安心コミュニティプラザを見る。ここまでは自治会の努力の結果が行政を動かし、「まちづくり」が成功したように見える。いよいよ目的の「サイガイロ」にはいる。耳慣れない言葉であるが、「細街路」と書き、道幅2mほどの街路で曲がりくねったり、行き止まりであったり、街路に井戸があったり、車はまず通れない道のことである。この井戸は現在使われていないが、震災当時は水道が出ないため、かなり利用され地域の人々に役立ったことだと思う。

地震のつめ跡は今も残り、再建築できない状態で空き地のままになっている、一方ではまちづくりを待ちきれずに新築の家も建っている。この街並みは私が子供のころに見た風景とそっくりだ。4～50年の歳月が経過したにもかかわらず街並みは何も変わっていない。最近脚光を浴びている街並み保存や景観保存とは趣を異にする。

もしも昨日見学した湊川地域のように火災が発生したら、この地域は現代の消防設備をもってしてもかなりの面積が消失することを予測すると、背筋がゾーとする。「細街路」が「災害路」にならないように一日でも早く地域住民の協力の得て、土地区画整理事業などを含めたまちづくりが行われ、少なくとも4m道路になることを強く望みたい。

報告者：近畿税理士会 橋本 恭典